

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○3番 岡崎 晋君 岡崎です。よろしくお願いいたします。一括で質問、一括でご答弁をいただいて、その後、一問一答で願いいたします。まず、会計年度任用職員制度について。地方公務員の非正規職員は、全国で64万人もおり、教育や子育て、福祉などさまざまな分野で地方行政の重要な担い手となっています。この現状のもとで、非正規職員の適正な任用と勤務条件を確立することが求められており、2017年5月に法律が成立しました。その際に、お手元にお配りしました附帯決議も採択されております。総務省は、来年4月の法改正に向けて、3年前から実態把握やシステム改修などの準備を呼びかけてきました。ことしの3月に、沖縄県企画部市町村課がまとめた、沖縄県市町村概要によると、2017年度実績で人口1,000人当たりの正職員の人数は、本町が4.98人、県内41市町村で最も少なく、唯一5人を下回っていました。人口1,000人当たりの正職員数は、沖縄県が7.41人、那覇市6.38人、本町に隣接する3つの町では5.4人、5.78人、6.27人で、本町の4.98人は隣の3つの町の平均よりも0.8人、約1人も少ない。本町では非正規職員が占める行政サービス、住民サービスの比重は非常に大きいものと見ております。このような状況下で、法律や附帯決議でもうたわれているように、非正規職員の処遇を一層しっかり確立していかなければならないという趣旨で、この質問をいたします。再質問やまとめ方がなかなかふなれですので、最初から小まめに質問をさせていただきます。

会計年度任用職員制度について伺います。(1)本制度の意義は何か。(2)本改正案に対する国会の附帯決議に沿った改正となるか。(3)対象者は何人か。①非正規フルタイム職員は何人中何人か。②パートタイム職員は何人中何人か。(4)特別職非常勤職員は対象外か。その主な業務は何か。(5)対象外職員の人数とその処遇はどうなるか。(6)対象者にとってメリットとデメリットは何か。(7)給料・報酬・諸手当・期末手当等の処遇はどうなるか。(8)産休・育休職員の翌期への移行はどうするか。(9)職の再設定により、事業の廃止、職員減や業務負担増等で行政サービスが後退しないか。(10)現行のどの業務で外部委託が生じるか。(11)制度導入に当たり、労働組合と協定書を締結するか。(12)人事・給与システム改修はいつやるか。(13)初年度から年度ごとの費用増を幾ら見込んでいるか。(14)財源をどう賄うか。

2番目、ひきこもり対策について伺います。(1)本町のひきこもり者は何人いるか。そのうち中高年者は何人か。(2)ひきこもり対策はどの課が所管し、どう対応しているか。(3)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、民生委員・児童委員とどう連携しているか。(4)6カ月以上の不登校児童・生徒は何人いるか。(5)これらの子供たちには、どの課とどの課が連携を取り合って、本人や保護者に具体的にどんな支援をしているか。(6)中高年のひきこもり者は福祉マップで把握されているか。(7)福祉マップは自治会でどう活用されているか。

3番目、高校進学できない障がい者等について伺います。(1)障がい等のため、希望しても普通高校に進学できない子供たちをどう把握し、どう支援しているか。

4番目、廃プラスチック焼却について伺います。(1)来年4月から事業系一般廃棄物処理料が10キログラムごとに110円から130円に18%上がります。廃プラスチックによる深刻な海洋汚染や不法投棄を減らすなどのために、汚れて再資源化できないペットボトルを含む廃プラスチックの焼却をふやすべきではないか。以上、願いいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項1点目、(1)から順次お答えいたします。まず(1)についてであります。現行の臨時・非常勤職員制度においては、制度が不明確であり、各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取り扱いがまちまちでしたが、法改正により、会計年度任用職員制度という統一的な取り扱いが定められることにより、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件等を確保していく上での重要な制度的基盤となるものです。

(2)についてお答えします。本町の会計年度任用職員制度は、附帯決議に沿った改正となります。

(3)についてお答えします。令和元年度当初予算計上時点での対象職員は、臨時職員181名、嘱託職員112名の合計293名が対象となります。なお、フルタイム、パートタイム職員の人数については、これから予算編成を通して決定する予定であります。

(4)についてお答えします。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に規定する職のうち、教育委員、選挙管理委員、農業委員など40の各種委員会委員及び学校医や学校薬剤師など、専門的な知識経験等を有し、助言・調査・診断業務を行う職に該当するものは、引き続き特別職非常勤職員となるため、会計年度任用職員の対象外となります。各種委員においては、委員会における調査審議等が、医師等においては診断がその主な業務となります。これらに該当しない職である教育相談員、公民館長、社会教育指導員、外国人英語指導助手、国際交流員、嘱託員は、会計年度任用職員の対象となり移行することとなります。

(5)についてお答えします。令和元年度当初予算計上時点で、会計年度任用職員へ移行がない特別職非常勤職員の人数は287名となります。移行はなく、引き続き特別職非常勤職員となるため、その処遇について変更はありません。

(6)についてお答えします。給料の昇給や各種手当の支給開始及び期末手当の拡充等の処遇改善がメリットとなりますので、デメリットはないと考えております。

(7)についてお答えします。給料・報酬は、現在の職種の給料月給及び時給額の直近上位の額となるよう設定し、通勤手当や時間外・休日勤務手当、退職手当等が支給対象となります。また、期末手当は常勤職員と同様に、年間2.6月分の支給となります。

(8)についてお答えします。会計年度任用職員の産休・育休期間はその任期までとなり、最長でも3月31日までとなります。しかし、翌期において産休・育休職員が再度の任用がなされ、改めて当該休暇等を取得することにより、産休・育休を継続することが可能となります。

(9)についてお答えします。会計年度任用職員制度への移行による行政サービスの後退はないものと理解しております。

(10)についてお答えします。会計年度任用職員制度移行による外部委託は、現在のところ予定はありません。

(11)についてお答えします。会計年度任用職員の勤務条件については労働組合と協議を行っており、必要に応じて協定書を締結していきたいと考えております。

(12)についてお答えします。現在、契約事務を進めており、3月末までにシステムを導入し、4月より稼働開始してまいります。

(13)についてお答えします。初年度である令和2年度は、現在より約1億円程度ふえる見込みであ

り、その後は昇級等もあることから、年度ごとにさらに増額となる見込みであります。

(14) についてお答えします。補助事業等を活用している事業以外は一般財源となります。

質問事項2点目の(1)についてお答えします。本町で把握している人数は18人です。そのうち40歳以上は14人です。

(2) についてお答えします。ひきこもり対策は、民生部内各課で所管し、さまざまな相談の中でひきこもりの相談があれば、訪問や支援機関を紹介する等の対応をしております。

(3) についてお答えします。コミュニティソーシャルワーカーと情報共有、訪問する等の連携を行っています。民生委員・児童委員が把握している方については、コミュニティソーシャルワーカーと情報共有し、見守りや何かあればCSWに情報を伝える等の連携を行っています。

飛ばしまして(6)についてお答えします。民生委員や自治会長等、地域の方が把握できている方については、福祉マップに記されています。

(7) についてお答えします。福祉マップは、地域で見守りを必要としている方と、見守る方を可視化することを目的にしています。マップづくりを通して、どこが把握できて、どこが把握が難しいかなど、見守り活動を行う一つのツールとして活用しています。

質問事項4点目の廃プラスチック焼却について問うについてお答えします。家庭系の資源化できないペットボトルを含む廃プラスチックは焼却しております。事業系の廃プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理されているものと理解をしております。以上です。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項2点目の(4)についてお答えいたします。平成30年度に180日以上欠席した児童生徒は7名となっております。

続きまして(5)です。不登校の児童生徒や保護者への直接的な対応は、学級担任や教育相談担当などにより、各学校での対応となります。また、不登校の状況に応じて、学校と学校教育課、こども課などの関係機関が連携を取り合って対応しております。さらに、各学校へ心の教室相談員、小中アシスト相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、児童生徒本人や保護者へ、教育相談や家庭訪問・登校支援などを行っております。また、教室以外で学習できる環境として、中学校には適応指導教室、自立支援教室を設置、学校外では町の教育相談支援センターや島尻教育適応指導教室「しのめ教室」による支援が可能となっております。

続きまして質問事項の3点目にお答えします。中学校では年数回、進路希望調査や保護者面談等で、できるだけ早い段階でその希望を把握するとともに、保護者と協力学級とが連携しながら、高校入試に向けて受験対策等の支援を行っております。中学校卒業後の状況把握や支援は行っておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。細かに質問しましたので、副町長には長いご答弁、ありがとうございます。初日の本会議でも、こちらで照屋議員が取り上げられましたけれども、その後の委員会などでの審議を通して、私は安堵いたしました部分が大きいです。当初より心配されていましたが、

ちょっと前後しますけれども、職の整理が進められて、そのために職員が減っていくのではないか。あるいは3月を境にして、言ってみれば雇いどめになってしまう非正規職員がふえたりするのではないかという懸念を持っておりましたが、委員会や本日の答弁を通して、そういう心配はまずないということが確認できました。それは、そのとおりで、もう一つ、照屋議員も取り上げられた期末手当が2.6カ月払われる分、これまで受け取っていた額から減らされたりすることはないのかという懸念もありましたが、それもないという答弁だったと理解していますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。ご質問のとおり、人数を減らすとか、その部分についてはまたこれから予算編成がございまして、そちらで対応してまいります。期末手当による減額等も、ご質問のとおり予定はありません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (3)の中でもう一度伺います。現在のフルタイムの非正規職員、それからパートでの非正規職員の人数を教えてください。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。フルタイム、パートタイムという位置付けではありませんけれども、職員と同じ勤務時間の臨時職員が106名です。臨時職員の中でも短時間の方がいますので、そちらが今後パートタイムに移行する方が50名、嘱託職員も週30時間ということで、1日6時間ですので、こちらもパートタイムに移行するだろうという職員が112名、トータル268名となっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (4)の中で、特別非常勤職員のことを伺っていますが、現在、本町には選挙管理委員会とか農業委員会とか、40もの各種委員会があるというお答えでしたが、これらの方々は対象外というお答えです。40もの委員会がうまく整理できないものかと委員会で伺いましたが、それぞれの委員会がそれぞれの役割を持っているので、この委員会は減らしたり、統合することはできないというお答えでしたが、お答えはそのとおりですか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 ご質問のとおりです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (6)の対象者にとってメリットとデメリットを伺っていますが、デメリットはないというお答えでしたが、会計年度任用職員になると、業務上の守秘義務とか、あるいは懲戒の対象になるということがあると思いますが、それはそのとおりですか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。そのとおりです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 もう一つこの件でお伺いします。(14)の財源をどう賄うかという質問に対して、お答えは補助事業等を活用している事業以外は一般財源となるということですが、もう少し詳しくお答えをお願いいたします。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 一般財源以外の補助事業等ですが、例えて言いますと、国保のほうでは後期高齢、特定健診、また年金等ですね。保健福祉課のほうでは包括支援事業とか、こども課においての子ども・子育て支援等、補助事業での賃金があるのと、そういったものは除かれることとなっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 冒頭で触れましたように、64万人もの非正規職員が来年4月からこの制度、全員ではないだろうけれども対象となっていくと。そうすると、財源が莫大なものになります。国は、それを3年前から呼びかけてきて、来年からいよいよ実施という運びになりましたけれども、その財源、初年度は1億円かかるというお答えでしたけれども、国による地方交付税の措置は、これだけ全国一斉にやるとなると、なかなか期待ができるものではないと考えますけれども、それに対してはいかがが思われますか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 財源の措置については、岡崎議員が配付しています附帯決議にも記載がありますが、三で、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めることという附帯決議がありますので、我々としては財源の措置があることを期待しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そうですね。確かに国から措置を大いに期待したいところです。でも、そういう厳しい財政の中でも、冒頭にも申し上げましたように、私たちの非正規職員の皆さんに担っていただいている行政サービス、住民サービスは非常に大きなウエートを占めております。彼らの処遇を来年からさらに一層、しっかりと処遇を確立していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問で、ひきこもり対策について伺います。本町でのひきこもりを把握しているのは18人。そのうち、いわゆる中高年、40歳以上といわれる方々は14人というお答えです。この人数をどう見ておられますか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん お答えします。この調査は、社協のCSWで、包括支援センターの職員、障害福祉班の相談員からの情報として積み上げられた数でございます。そこで、ひきこもりの方たちの把握については、その方たち本人自体がひきこもりと実感していないとか、またはご家族が、外にその情報を出したくないということもありまして、なかなか表に出てくることは難しいというところがあります。なので、今、18人という人数を把握しておりますが、それはごく一部だと認識しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ただいまの保健福祉課長のお答えではごく一部だという認識だと伺いました。8050問題はどのような問題でしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 80歳の高齢者の息子、娘が50歳ということで、家にひきこもった状態にいるという、そこがまたいろいろな課題を抱えた世帯になっているということと認識しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この50歳になっている方々、あるいは40歳になっている方々がひきこもっているのは、多分若いころからのひきこもりが長年続いてきているのではないかと推察します。39歳までのひきこもりが全国で54万人。これには40歳以上が含まれていなくて、九州のある県では、40歳以上のひきこもりは全体の7割を超えて、10年以上が4割もいるという調査結果も出ています。沖縄とか本町でも、こういう事態があるのではないかと思います。いかが思われますか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 実際、確実に把握したわけではございませんが、今、申しあげました18名の中には、20年以上ひきこもっている方がいらっしゃいます。10年以上ひきこもっている方というのは、まだ調査はしていませんけれども、そういう状況にあります。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 民生委員とかコミュニティソーシャルワーカーの方々によって把握されているというお答えだったと思いますけれども、これをもっと行政として進めていくべきではないか。どんな方法があるのだろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ひきこもりの対策に関しましては、ちょうど国のほうからも、都道府県、市町村の役割だということで通知も出てきているところです。沖縄県においては、相談支援センターを、この南風原町宮平のほうにあります。そこに設置して取り組んでいます。今後我々も、市町村のほうでもそういった相談窓口の周知とか、相談機関の周知とか、そういったあたりでしっかりと、このひきこもりの相談に関しまして、どういったところに行って相談を受けられるということをしかり周知していく取り組みを、まずはやっ払いこうと考えております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 このひきこもりについての相談窓口を設置していきたいというお答えでしたか。これを一つ伺います。もう一つは、相談件数などは把握されていますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今すぐ窓口の設置ということではなくて、今、我々の現状の中ではいろいろな相談の中で、ひきこもりが把握されてございますので、さまざまな相談の中で把握したひきこもりに関しても、そういった相談支援機関があるとか、市町村ができることは市町村で支援していくという形で、民生部には3つの課がございますので、それぞれの相談の中で把握した部分を、しっかりと支援につなげていくような対応をこれからもとっていくと。ただ、この間、新聞報道にもありましたように、市町村での相談窓口を将来的に一本化という新聞報道もありましたので、それについては後々、その方針等もしっかり国から示されてくるものと思いますので、南風原町で一本化ができるかどうかは、そのあたりを見ながら検討していきたいということと、それから今、件数ということでございますが、先ほど申しあげましたように、社協、民生委員さん、社協のCSW、うちのいろいろな包括支援センター等の相談の中で、実際把握されていた方が18名ということで、それ以外の件数については、今はまだ把握していないということです。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 いのちの電話というのがありますけれども、それがなかなかつながらないということはご存じだと思いますけれども、ボランティアのなり手がいなくて、10回かけても一度つながるか、つながらないかという状況らしいですね。そういう時勢の中で、先ほど課長もお答えになったように、みずから相談しに行けない。そういう方々が大勢苦しんでおられるのです。最近の事例でも、ひきこもりが要因となって、全国あちこちで悲惨な事件を引き起こしています。この対策に本気で取り組む必要があると思うのですが、後ほど何う学校とも連携して、本気で取り組む必要があると思うのですが、民生部長、もう一度お答えをお願いします。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午後0時01分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 このひきこもりの対策に関しまして、南風原だけではなくて、日本、国中で対策をとってこうという状況です。我々も、何もやっていないとかやらないということでもなく、ここはしっかり、おのおの、ひきこもった要因がありますので、そういったところを一つ一つひもといていかなければいけないという、大変難しい対応でございますので、そこはしっかり、私たち民生部にいる相談の専門の方々、あるいは社会福祉協議会のCSWとか、しっかり丁寧に、それぞれ個別の方々の支援をしておりますので、引き続き、そこは寄り添った支援という形で丁寧に取り組んでいきたいと考えます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 （4）、（5）は横に置いて、（6）の中高年のひきこもり者は福祉マップで把握されているかという問いに対して、民生委員や自治会長など、地域の方が把握できている方については、福祉マップで記されておりますというお答えでした。それは今、例えば町内で言えば、完成度というか、進捗はどんな状況でしょうか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 福祉マップは、一応全地域で取り組んでいると聞いています。ただこれは、随時更新する作業が出てきますので、完成というところではないですけれども、全地域で取り組まれていると聞いております。



[岡崎 晋議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時03分）

再開（午後0時04分）

○議長 知念富信君 再開します。保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 一応全地域で取り組まれていて、1年に1回は更新、または地域によっては二、三年に1回更新をしているという状況ですけれども、ただ、随時、民生委員や福祉協力委員が集まって、変化があるところは取り組んでいくという更新をしているという状況で、今現在、進行形という状況になっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 各自治会での福祉マップがどこまで進んでいるかは把握できていないと私は受け取っております。そういったものは、課長や部長は、これまでいつごろんになりましたか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 最近ではありますけれども、確認をしました。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 福祉マップという言葉は随分前から聞いておりますけれども、でも、今のご答弁だと、なかなか作成が進んでいない。毎年、新しくしていく必要があるというのは当然ですけれども、なかなかその作成が進んでいないという現状があります。この作業をもっと早めていかなければならないという認識はありますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 福祉マップにつきましては、地域で見守りを必要としている方々、そしてその方を見守る方、そういった支援の状況とか、必要とされる方々とか、そういったものを可視化して行って、その地域で活用していくという部分ですが、その作成に当たっては、一番地域をよく知っている地域の自治会長さんであるとか、民生委員さん、それから今、社協のほうはCSWがアウトリーチ、地域に出て支援が必要な方々をどんどん掘り出していくという、そういったつながりの中で、どんどん福祉マッ

プをバージョンアップさせていくという形で私は認識しています。ここはしっかり社協が中心になって、福祉マップづくりに取り組んでおりますので、もちろんこれが、常に最新の状態であることが必要であるとは思いますが、やはり地域の実情等ございますので、そこは社協と連携しながら、できるだけ情報は常に新しい情報であるような取り組みを連携して進めていきたいと思っております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 これまでの課長、部長のお答えでは、最新の情報どころではなくて、各自治会での福祉マップのつくり上げがまだ十分に進んでいない、おこなっていると思っておりますので、この作業は社協だけに任せずに、皆さんもリーダーシップをとって早目に完成させて、地域でも活用できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 一旦は全自治体が作成しているものだと把握しております。それに、自治体によっては1年に1回とか、厳しいところは2年に1回とかの更新になろうかと思っておりますが、取り組みが進めば、随時新しく更新できるような体制と、それは自治会によって少し変わってくると思っております。ただ、福祉マップのほうも、個人情報を取り扱うという部分があって、慎重に取り扱いながらということがございますので、それが理想どおり一気に、全てという部分は難しいと思っておりますので、社協のほうもその辺はしっかり、個人情報の取り扱い等を見ながらやっていくと。実際、内容については生活支援とか、見守りの必要な情報と、そのあたりはしっかり守秘義務を果たしながら取り組んでいると思っております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 (5)は今ので終わりましたので、(4)に戻ります。去年1年間で180日以上欠席した児童生徒数は7名というお答えでした。この児童生徒たちは、今の民生部の皆さんとも関連しますけれども、教育委員会は、例えば7人の子に対して、町内で連携を取り合っていることはありますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。児童生徒の不登校の要因によりますけれども、例えば家庭の経済的な面があったりすると、社会福祉協議会だったり、まずこども課とつないで、一緒に連携をとりながら行っております。この7名の児童生徒にかかわらず、不登校の子供たちに関しましては、教育相談員連絡会というものを毎月開催しておりますので、こども課の担当とか、保健福祉課とも情報連携を常に行いながら、私たちは対応を行っております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 180日というのは、私の質問の設定がいけなかったのですが、6カ月以上と書いたので、その間に登校してくる子供たちもいるということで180日以上というお答えをいただきました。こういう児童生徒がひきこもりにならないようにという意味で私は質問をしているんですね。連携できていますかと。しっかりと連携して対応していただきたいと思います。

次に3番目、高校進学できない障がい者等について伺います。障がいなどのために、希望しても普通高校に進学できない子供たちをどう把握し、同支援しているかということですが、質問取りのときにお話ししていなかったですかね。去年では、こういう生徒が何人いましたか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。前年度、特別支援学級の生徒9名中、普通高校への進学を希望された生徒が2名おりました。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 普通高校に希望しても進学できなかった2名の生徒さんたちは、どうなったのでしょうか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。2名中1名が合格、1名が不合格となっております。

[岡崎 晋議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時13分）

再開（午後0時14分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 不合格となった1名は、その後どうしておられるのでしょうか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 卒業後の進路については、こちらでは把握しておりません。ただし、本人がまた再度受検したいということでありましたら、学校を通して書類等の申請ということになってお

りますので、学校のほうで本人の希望があれば、また受験に向けて対応を行っていくということになっております。現在の状況は把握しておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そういう子たちに対して支援をしていくという意味で捉えてよろしいですか。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後0時15分）

再開（午後0時15分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えします。中学校のほうは、受験をするまで生徒への対応を行っておりまして、卒業後の対応は行っておりません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 身障者なんですよ。そういう子たちが希望しても普通高校に進学できなかった。不合格になってしまった。そういう子たちについては、私がずっと言っている、民生部とも連携をして支援を続けていっていただきたいというのが私の質問の趣旨です。定員内不合格という言葉がありますね。沖縄県では多分、去年は約1,000名の定員割れがあったのですが、その中に入れたのは約100名ぐらいだけ。つまり900名は不合格になってしまっている。そういう実情があると思います。沖縄県が条例を出したのがあります。2016年4月、沖縄県条例第64号、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が施行されています。沖縄県では、県民の心に根差した人と人とのつながりを大切に相互扶助精神に基づき、ともに助け合う地域社会が築かれてきた。しかし、さまざまな理由で障がい者本人が望む生活を実現できているとは言えない。このような状況下で、今こそ私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、教育、雇用等の充実とともに、障がいのある人に対する差別をなくしていく取り組み。こういう条例が2016年4月に沖縄県で施行されました。

北中城村の仲村伊織君という、報道でも皆さんはご存じだと思うのですが、16歳の重度の身障者の子が来年3度目の、普通高校への受験を目指しています。沖縄県の教育委員会は、当初、否定的なお答えだったと思いますけれども、その後の沖縄県知事のコメントでは、前向きなコメントがありました。私はそれを読んで喜んでいるところですが、そういう子たちに、健常者たちと一緒に生活するインクルーシブというのがありますよね。そういうものを目指していくべきではないかと。行政を担う皆さんは、そういうところにもしっかりと支援をしていただきたいという質問の趣旨です。

4番目、最後の質問にまいります。廃プラスチック焼却について伺います。廃プラスチックの焼却をふやしてほしいという趣旨の質問ですが、お答えは、家庭系の資源化できないペットボトルを含む廃プラ

スチックは焼却しております。事業系の廃プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理されているものと理解しています。これは、私は10月の、派遣されております那覇市・南風原町環境施設組合でも質問いたしました。環境省がことしの5月に全国の自治体にプラスチックの焼却をふやしてほしいという要請を出しています。これだけプラスチックの問題が大きくなってきている。だから、プラスチックの焼却をふやしてほしいという要請をしてきました。私は、組合で、プラスチックの焼却を大量にふやしたらどうなるかと、私はあえて大量にという言葉を使いました。プロパーの技術職の方が答えるものですから、細かなことは答えられないでしょうか、私は大量に燃やしたらどうなるかという質問をしました。その答えは、プラスチックを大量に燃やしたら、熱が高くなり過ぎて焼却炉を傷めてしまうという答えでした。町長は覚えておられると思いますけれども、しかし、これだけペットボトルなどが回収されても、行き場がなくなって、現在、回収事業者のヤードに積み上がっているのです。加えて4月から、事業系のごみの処理料が上がる。そうすると、不法投棄がふえないかという心配もあるのですが、廃プラスチックを燃やすためには、プラスチックだけを燃やすのではなくて、今でもやっているそうですが、燃えにくいごみ、生ごみとかそういうものにうまく混ぜて燃料がわりに燃やしているんですよ。そういうことをもっと進めて、那覇市・南風原町環境施設組合でも、廃プラスチックの焼却をふやしてほしいという趣旨の質問ですが、町長に伺ってよろしいでしょうか。管理者の那覇市長と機会を捉えて、燃やすプラスチック類、再資源化できないペットボトルなどもたくさんあるようですから、そういったものを含めて、何とかプラスチックの焼却をふやしていけないかというご相談を、今すぐにではなくても、機会を捉えてしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 岡崎議員の廃プラスチックの焼却に関するご質問にお答えをいたします。答弁いたしておりますとおり、家庭系の廃プラスチック、ペットボトル、資源化できるものについては資源化に回しておりますし、資源化できない、再利用できないといいますが、汚れたプラスチック等は炉の状況も見ながら、センターのほうで焼却いたしております。事業系の廃プラスチックに関しましては、多分、廃棄物処理法が改正されていなければ、地方公共団体の責務ではないんですね。課長、あれは県でしたか。産業廃棄物の処理は県の責務になっておりまして、市町村で処理をするわけにはいかない。多分に、沖縄市あたりの倉敷のほうが、都合が悪くなったときに、那覇市の炉で何とかという話もあったみたいですが、そういった法的な壁がありまして、廃プラスチックがクリーンセンターで焼却できないという事例もございまして、確かに炉の状況も、高温で燃やすわけですから、炉の状況も悪くなるということもございまして、そういった制度的な壁もあるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 制度的な壁があるというのは、不勉強で知りませんでした。でも、今後来る、もっともっとひどくなるこの問題に対しては、制度の見直しも必要になってくるであろうと思います。再利用されているのは、世界中で見ても9%らしいです。12%が焼却、79%が埋め立てか、あるいは自然界

に流れ出てしまっているということらしいです。こういう状況下で、私は、クリーンセンターの焼却炉は、まだ能力が、余力があると思っていますので。余力があるということは確かです。3基のうち1基はいつも休んで点検などを行っていますけれども、焼却能力はまだまだあると思っています。ですから、廃プラスチックの焼却については、今後とも機会を捉えて、制度の壁もあるとおっしゃいましたけれども、実現できるように取り組みをお願いして、質問を終わります。